



流教函第3号

令和3年4月23日

流山市生涯学習審議会会長 様

流山市教育委員会



「第2次流山市子どもの読書活動推進計画」の策定について(諮問)

流山市生涯学習審議会条例第2条の規定に基づき、貴審議会に「第2次流山市子どもの読書活動推進計画」の策定について、御意見をいただきたく諮問します。

記

(理由)

「子どもの読書活動の推進に関する法律」(平成13年法律第154号)第9条第2項の規定により、市町村は、国の子ども読書活動推進基本計画を参酌し、子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画を策定する努力義務を負うことが明確化されました。

本市教育委員会では、国の子ども読書活動推進基本計画及び千葉県の子どもの読書活動推進計画を基に、流山市総合計画、流山市教育振興基本計画及び流山市生涯学習推進基本構想との整合を図り、平成29年度から平成33年度までを計画期間とする「流山市子どもの読書活動推進計画」を策定しました。本計画では、本市の子どもの読書活動における基本的な理念や現状と課題を明らかにし、より充実した子どもの読書環境の整備や読書活動の推進を図るため、施策を進めてきました。

このたび、令和4年度から施行予定である「第2次流山市子どもの読書活動推進計画」を策定するに当たり、市内の子どもたちの読書活動を推進する施策の方向性等について、ここに諮問するものです。